

# 定 款

平成 24 年 7 月 2 日 施行

一般社団法人北洋開発協会

# 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北洋開発協会（以下「本会」という）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は新海洋時代に即応し、北洋を主体に発展してきた本道漁船漁業の経営の安定と資源管理型漁業の推進を図るための施策を講じ、もって本道漁業の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 北海道に住所を有する沖合底びき網漁業・遠洋底びき網漁業・さけます漁業等（底びき網漁業等と称する）を営む者の漁業経営の安定及び振興に関する事業
2. 底びき網漁業等が操業する水域における海洋水産資源の保護、管理及び利用に関する事業
3. 底びき網漁業等の調査・研究並びに技術の向上に関する事業
4. 底びき網漁業等に関する関係国漁業情勢に関する情報の収集及び提供に関する事業
5. 会員が行う労働協約に基づく災害補償に関する生命保険並びに漁船操業に係る損害保険に関して会員からの委託等を受けて行う事業
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 3 正会員たる資格を有するものは、次のとおりとする。
  - (1) 北海道機船漁業協同組合連合会
  - (2) 北海道内に住所を有し、かつ、沖合底びき網漁業・遠洋底びき網漁業及びさけます漁業を営む者が構成員の全部又は一部である漁業協同組合
  - (3) 北海道内に住所又は主たる事業所を有し、沖合底びき網漁業・遠洋底びき網漁業及びさけます漁業を営む個人又は法人
- 4 特別会員は、北海道内に住所又は主たる事業所を有し、沖合底びき網漁業・遠洋底びき網漁業及びさけます漁業以外の漁業を営む個人又は法人とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の正会員及び特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 正会員は、本会の事業活動で経常的に生じる費用に充てるため、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 正会員及び特別会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により除名された正会員が、本会に債務を有している場合には、直ちにその債務を弁償しなければならない。
  - 3 第 1 項の規定により除名された正会員について、既に納付済みの会費はこれを返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、正会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき

#### 第4章 総会

##### (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

##### (権限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

##### (開催)

第13条 総会は、定期総会として毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合を開催する。

##### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、総会開催日の2週間前までに正会員に対し書面で通知する。

##### (議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長不在の場合は、当該総会において正会員の中から選出する。

##### (議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

##### (決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。
  - (1) 正会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。

- 2 総会に出席できない正会員は、本会に対し、議決権行使に必要な事項を記載し書面により提出するか、電磁的方法により提供するかいずれかの方法をとるものとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会長、副会長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 20 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 5 名以上 8 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、 1 名を副会長、 1 名を専務理事とする。
- 3 第 2 項の会長及び副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会の決議に基づき、本会の業務を分担して執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務と権限)

- 第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の報酬等)

- 第 26 条 理事及び監事に対しては総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

#### (競業及び利益相反取引の制限)

- 第 27 条 理事は次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と

当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。  
3 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに発出する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は事故あるときは副会長が議長に当る。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長及び副会長が作成し、理事会の決議を受けて総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長及び副会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の分配)

第 37 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 本会の公告方法は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

(施行日)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の日から施行する。

(最初の代表理事、専務理事)

2. 本会の最初の代表理事は、代表理事長山田邦雄、代表理事副会長風無成一とし、専務理事は柳川延之とする。

(事業年度の特例)

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。